

埼玉県里親及びファミリーホーム養育者の 一時的な休息のための援助事業実施要領

1 目的

委託児童を養育している里親家庭及びファミリーホーム養育者(以下、「里親等」という。)が、一時的な休息等のための援助(以下「レスパイト・ケア」という。)を必要とする場合に、他の里親又は乳児院、児童養護施設、ファミリーホームを活用して、当該児童の養育を行うことを目的とする。

2 利用者

現に委託児童を養育している里親等で、レスパイト・ケアを必要とする里親等とする。

なお、レスパイト・ケアを必要とする里親等は、次に掲げる事由に該当する者とする。

(1) 里親等の疾病

(2) 育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由

(3) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(4) 冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(5) その他、委託児童の養育を継続していくうえで、里親等がリフレッシュを求める場合等

3 実施施設

実施施設は、レスパイト・ケアの利用を希望する里親等が養育している委託児童に対し、適切な処遇が確保される、埼玉県の登録里親並びに県内の乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム及びその他都道府県が認めた施設(以下「実施施設」という。)とする。

4 利用申請

里親等は、原則として利用を希望する日の2週間前までに、「レスパイト・ケア利用申請書」(様式第1号)に「児童の状況」(様式第2号)を添付して、里親等の居住する地域を管轄する児童相談所長(以下「里親担当児童相談所長」という。)に申請することとする。ただし、緊急にレスパイト・ケアを利用する必要があると認められる場合は、この限りでない。

5 実施方法

レスパイト・ケアを必要とする里親等のニーズを踏まえ、以下のいずれかの方法によりレスパイト・ケアを実施する。

(ア) レスパイト・ケアを必要とする里親等が養育している委託児童を実施施設で受け入れて養育を実施。

(イ) 実施施設からレスパイト・ケアを必要とする里親等の家庭に養育者を派遣し、当該里親等が養育している委託児童の養育を実施。

6 利用決定

- (1) 利用申請書を受理した里親担当児童相談所長は、「里親等レスパイト・ケア申請受付簿」(様式第3号)に必要事項を記入するとともに、委託児童の状況及び里親等の意見やニーズ(レスパイト・ケアの日数・実施方法等)を十分考慮のうえ、受入先となる里親等を迅速に選定し、調整を行うものとする。なお、利用者に希望する里親等がある場合には、これを配慮するものとする。
- (2) 里親担当児童相談所長から受入の依頼を受けた里親等は、受入れ又は養育者派遣の可否について、遅滞なく回答するものとする。
- (3) 里親担当児童相談所長は、措置の一環として当該児童を里親等に再委託するものとし、利用者に「受入先決定通知書」(様式第4号)、受入先となる里親等に「再委託決定通知書」(様式第5号)により通知することとする。

7 報告

- (1) 受入先となる実施施設は、レスパイト・ケア終了後速やかに、「再委託児童生活記録」(様式第6号)を里親担当児童相談所長に提出するものとし、里親担当児童相談所長はその写しを利用者に送付するものとする。
- (2) レスパイト・ケア中に、児童に事故が生じた場合には、実施施設は里親担当児童相談所長に直ちに連絡することとする。
- (3) 里親担当児童相談所長は、レスパイト・ケアの実施状況について、「レスパイト・ケア実施状況報告書」(様式第7号)により、翌月10日までにこども安全課長に報告することとする。

8 児童の送迎等

- (1) 受入先となる実施施設への児童の送迎は、原則として利用者が行うこととする。また、レスパイト・ケア中に必要となる衣類や服薬品等については利用者が用意し、受入先となる実施施設に持参することとする。
- (2) 利用者は児童の送迎時に、受入先となる実施施設に対し、「児童の状況」(様式第2号)により、児童の養育に関し必要な健康状態、特性等について伝えることとする。

9 再委託に係る措置費の支弁

- (1) 再委託に係る措置費は、「埼玉県児童福祉施設措置費等支弁基準」により支弁する。
- (2) 受入先となる実施施設は、再委託に係る措置費について「再委託に係る措置費請求書」(様式第8号)を、速やかに当該児童を委託した里親担当児童相談所長を経て知事に請求するものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。